

手話は言語——北本市手話言語条例(平成30年10月1日施行)

手話は、音声言語である日本語とは異なり、手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者(※)が大切に育んできた手話は、現在では障害者の権利に関する条約や障害者基本法においても明確に言語として位置付けられています。

北本市手話言語条例では、手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解と手話の普及の促進に関する基本事項等を定め、ろう者とろう者以外の者とが共生することができる地域社会の実現を図ることを目的に、市の責務、市民や事業者の役割を定めています。



※主に手話を母語として使用する聴覚障がい者等

多くの人が、
ドラマや映画などで
一度は手話を見たことが
あるでしょう。
しかし、実際に手話を
使う人たちのことは、
どれだけ知っている
でしょうか。
今回は、手話を使う
聞こえない人、
聞こえる人たちに
話を訊きました。
音のない世界について
知り、
手話という
「もう一つの言語」に
触れること。
それは、
新しい世界との
出会いでした。



北本手話サークルの皆さん

やっていた
だいた手話
「北本」

左ページの皆さんには「北」を、右ページの皆さんには「本」を表現していただきました。「北」は、両手の親指・人差し指・中指を立てて胸の前で交差させます。「本」は胸の少し前で手のひらを合わせて、小指側を軸にして本を開くように左右に開きます。

「特集1」

手話が つなぐ もの

問 障がい福祉課相談支援担当 (☎ 594-5535、FAX 593-2862)